

日韓の未来を選択する国際理解教育カリキュラム・教材の開発 －日韓基本条約を中心に－

釜田 聡*・許 信恵**

(平成28年3月9日受付；平成28年6月7日受理)

要 旨

本研究は、日韓関係の未来を選択する（日本と大韓民国（以下、韓国）の未来を選択する）国際理解教育カリキュラム・教材を開発するための視点を導出することを目的とする。

本研究では、日本国際理解教育学会が設定した学習領域「未来への選択」を手掛かりに、日本と韓国の日韓基本条約に関する学習指導要領の記述と中学校歴史教科書叙述を比較検討し、未来を選択する国際理解教育カリキュラム・教材開発の視点を導出した。

研究の結果、次の3点をカリキュラム開発の視点として抽出した。

- 1 日本は、教科書により記述量と内容に差がある。日韓基本条約と戦後補償の関係について言及していない教科書がある。
- 2 韓国はすべての教科書に条約締結時の経済援助と戦後補償・謝罪は別物として記述され、韓日基本条約には国内にかなりの反対があったことについて言及している。
- 3 日韓教科書叙述の差異は、現在の日韓の歴史認識の溝を反映していることが推測される。

今後の研究課題として、公民的分野の教科書叙述も比較検討の対象とすること、韓国との関係を基軸にし東アジア全体を包含する具体的な学習プランを構想することを挙げた。

KEY WORDS

東アジアの未来 The future of the East Asia 国際理解教育 International understanding education
カリキュラム開発 Curriculum Development

1 問題の所在

本研究題目設定の理由は、次の3点である。

1点目は日韓関係における2015年6月22日の歴史的意義である。日韓基本条約が結ばれて50周年を迎えたことから、歴史教育の視座から日韓基本条約の今日的意味をとらえ直すことである。2点目は日韓関係に関する歴史認識、歴史教育実践上の諸課題についてである。3点目は国際理解教育の学習領域「未来の選択」との関係である。

以下、順に説明する。

1. 1 日韓関係における2015年6月22日の歴史的意義

2015年6月22日、日韓修好50周年を迎えた。日韓関係において、また日韓関係史において注目する日であった。

日本国と大韓民国との間で日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（以下、日韓基本条約）は1965年6月22日に結ばれた。日韓基本条約の締結に至る経緯は紆余曲折があった。1951年10月20日の最初の交渉から、断続的に交渉が行われた¹⁾。しかし、交渉は数多くの難題²⁾を抱えていたため、紛糾した。最終的には、当時の国際情勢を鑑み、日韓双方が歩み寄り、日本の韓国に対する経済協力、韓国の日本に対する請求権の解決、それらに基づく関係正常化などが取り決められた。

一方で、日韓基本条約の締結に至る経緯や条約の内容に関わっては、締結当時から幾つかの課題を内包していた。例えば、韓国政府は2005年の盧武鉉政権以降、慰安婦、サハリン残留韓国人、韓国人原爆被害者の問題は対象外だったと主張を始め今日に至っている。

小此木政夫（1990）は、日韓基本条約を次のように説明する。「日韓基本条約は日本国と大韓民国との間の国家関係を規定するために昭和40年（1965年）6月に締結され12月に批准された条約である。これに基づいて、両国の間に

*学校教育学系 **韓国韓南大学

外交および領事関係が設定された³⁾と説明し、その上で、日韓基本条約の制定過程における課題として、次の2点を指摘している。

1 点目は、戦前の植民地支配を正当化した韓国併合条約などの旧条約・協定の無効をどのように宣言するか。

2 点目は、朝鮮半島に二つの政府が存在することから、条約の当事者である韓国政府の地位をどのように表現するか。

韓国側は旧条約・協定がその当時から無効であったと主張するとともに、韓国政府の唯一合法性を示す語句の挿入を要求したのである。結局、条約本文にみられるとおり、両国政府は、旧条約・協定については「もはや無効である」という曖昧な表現で妥協し、韓国政府の唯一合法性については「国際連合総会決議195号(Ⅲ)明らかにされているとおりの」との限定を付すことによって問題を解決した。

日韓基本条約が結ばれて50周年を迎え、新たなステージを迎えた今、日韓基本条約を歴史教育実践の視座と未来への選択という視座からとらえ直すことは、極めて重要な視点であるといえる。

1. 2 日韓関係に関する歴史認識と歴史教育実践上の諸課題について

1. 2. 1 歴史認識の問題

木村幹(2014)は、『朝鮮日報』における歴史認識問題にかかわる記事数の推移を検討し、次の2点を指摘した。

第1は、歴史認識問題に関わる記事の数が、1990年代に入って急速に増えていること。

第2は、我々が慣れ親しんでいる歴史認識に関わる代表的な事象や、それらの事象に関わる表現の多くが、少なくともこの新聞においては1980年代までほとんど登場しないこと。

以上の2点を指摘した上で、木村は歴史認識問題に対する世論の関心の変化について、「過去」に対する我々の関心が増えているとすれば、それは「過去」ではなく、「過去」を解釈する「現在」の我々の理解が増えているに他ならない」と述べている⁴⁾。このことは、歴史教育・歴史教育実践に携わる者、あるいは学び手にとっては重要な教育課題を示唆している。例えば、クローチェ(1952)は「すべての真の歴史は現代の歴史である⁵⁾」という命題を提示し、「歴史と生との関係は統一の関係として理解されなければならない⁶⁾」と指摘した。クローチェの命題を受け、かのE.H.カー(1962)は「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きること知らぬ対話なのであります⁷⁾。」と述べた。木村とクローチェ、E.H.カーが述べたことを、現在の日韓の歴史認識問題に重ね合わせると、まさに、現在を生きる私たちの時代認識、社会認識、過去へのまなざしが厳しく問われ、現在の国家間の信頼関係や人と人との関係が肝要であることが分かる。だからこそ、学校教育、とりわけ国際理解教育の学習領域「未来への選択」を射程に入れた社会科歴史教育の充実が待たれるのである。

1. 2. 2 歴史教育実践上の諸課題

1980年代の日本発の歴史教科書問題は東アジア諸地域に相互不信の嵐を吹かせた。一方で、東アジア諸地域の歴史学と歴史教育の研究者・教育実践者が緊密に連携し本格的な共同研究を始めた。これらの研究成果は厚重な学術的研究成果として現在でも継承されている。筆者もそうした研究成果を継承し、歴史教科書分析の研究に取り組んできた。しかし、これらの研究は、主に日韓の歴史学・歴史教育研究者が主要なアクターであった。最近では、日韓の教育実践者同士が教室や授業実践、子どもの認識を通じて対話を行い、教室を磁場とした教育実践交流が活性化してきた。

一方で、許信恵・釜田聡(2008)が明らかにしたように「日本の中学校社会科教師は日韓関係史に関する授業実践に困難を感じている⁸⁾」ことも事実である。とりわけ、日韓の近現代史に関する授業実践については自信がないという教員は少なくない。

1. 3 学習領域「未来への選択」

1. 3. 1 国際理解教育の動向—未来への選択

日本国際理解教育学会は国際理解教育の多様化と理論と実践の広がりや深化を踏まえ、国際理解教育を関連諸領域の「磁場」とする考え方を提示した。これは、国際理解教育を従来の教育学の下位概念として静的にとらえるのではなく、多様な課題が流れ込む場、時代が提起する課題と格闘する場、未来の課題にひらかれた場としての国際理解教育として、その磁場のダイナミズムを把握することが有効ではないかとする考え方に基づくものである。

また、日本国際理解教育学会は、国際理解教育の学習領域を「A多文化社会」、「Bグローバル社会」、「C地球的課題」、「D未来への選択」の4領域に分けた。その中でも、「D未来への選択」は、A～Cの三つの学習領域の上位概念に位置付き、様々な学習に関連することが求められている。さらに、「D未来への選択」は、(1)歴史認識、(2)市民意識、(3)参加・協力の三つの学習内容が設定された。

1. 3. 2 学習領域「未来への選択」と先行研究

国際理解教育における学習領域「未来への選択」はすでにモデルカリキュラムが示されている⁹⁾。また、日韓の相互理解と未来への選択との関係では、釜田聡（2010）、釜田聡・許信恵（2015）の実践的研究がある¹⁰⁾。しかし、現在の日韓関係や東アジア状況を考えると、さらなる実践研究の蓄積が待たれているところである。

本研究は、こうした先駆的な実践研究を踏まえた上で、日韓基本条約を基軸とした歴史認識問題を検討することで、カリキュラム開発の視点を導出しようとする試みである。また、国際理解教育の学習領域「D未来への選択」を射程に入れた国際理解教育のカリキュラムを開発し授業実践を行うことは、日本と韓国、日本と東アジア諸地域との教育上の緊張関係を緩和し、新たな地平を切り拓くためにも有効な手立ての一つになると確信している。

以上のことから、本研究題目を「日韓の未来を選択する国際理解教育カリキュラム・教材の開発－日韓基本条約を中心に－」と設定し、次の研究目的と研究方法を構想した。

2 研究の目的と方法

2. 1 研究の目的

本研究は、日本と韓国の日韓基本条約に関する学習指導要領と中学校歴史教科書の記述を比較検討し、その考察の結果を手掛かりに、日韓の未来を選択する国際理解教育カリキュラム・教材の開発の視点を導出することを研究目的とする。

2. 2 研究の方法

最初に、日本の中学校学習指導要領社会と韓国中学校社会科教育課程の記述、続いて日本の中学校社会科歴史的分野の教科書の記述と韓国中学校社会科歴史教科書¹¹⁾叙述を抽出・比較検討し、本研究の目的に迫る。

2. 2. 1 研究対象

ア 学習指導要領等

- ・日本 中学校学習指導要領 社会（2008年） ・韓国 中学校社会科教育課程（2012年）

イ 歴史教科書

研究の対象とする日韓の歴史教科書の出版社名は次のとおりである。

- ・日本：2015年4月文部科学省検定本
東京書籍，教育出版，日本文教出版，清水書院，帝国書院，育鵬社，自由社，学び舎 計8社
- ・韓国：2015年度使用中の中学校社会科歴史教科書
ミレエン，ヅサン，チョンジユ，デギョ，ジハクサ，ピサン，ギョハクサ(1)，ギョハクサ(2) 計8社

2. 2. 2 研究の手順

日韓の現行歴史教科書の近世から近代までの日韓関係史の教科書叙述を一覧表に整理し可視化することで比較検討する。比較検討の視点は教科書叙述を整理した上で抽出し比較検討する。続いて、具体的な教科書叙述を比較検討する。最後に、研究成果をまとめ、日韓の未来を選択する国際理解教育カリキュラム・教材の開発の視点を導出する。

3 研究の結果と考察

3. 1 日本：中学校学習指導要領「社会¹²⁾」における日韓基本条約の取扱い

【表1】日本の中学校学習指導要領「社会」における現代史に関する内容

| |
|--|
| 第2章 各教科 第2節 社会 歴史的分野 |
| 2 内容(6) 現代の日本と世界 |
| ア 冷戦，我が国の民主化と再建の過程，国際社会への復帰などを通して，第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ，世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる。 |
| イ 高度経済成長，国際社会とのかかわり，冷戦の終結などを通して，我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し，国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。 |
| 3 内容の取扱い |
| (7) 内容の(6)については，次のとおり取り扱うものとする。 |
| ア アについては，国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるようにすること。「第二次世界大戦後の諸改革の特色」については，新たな制度が生まれたことなどに着目して考えさせるようにすること。 |
| イ イについては，沖繩返還，日中国交正常化，石油危機などの節目となる歴史的事象を取り扱うようにすること。 |

2内容(6)イの「国際社会とのかかわり、・・・国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。」の部分に日韓基本条約が包含されている。内容の取扱いについては、「イについては、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史的事象を取り扱うようにすること。」の部分に日韓基本条約を取扱う根拠が見出せる。つまり、現在の東アジア状況と日韓の関係を考慮すると、日韓基本条約は十分に「節目となる歴史的事象」に値する歴史的事象と考える。

3. 2 韓国：中学校社会科教育課程における日韓基本条約の取扱い

【表2】韓国の中学校社会科教育課程における現代史に関する内容

| |
|---|
| 原文 |
| 1. 중학교 사회과교육과정 (2012년) |
| 1) 역사영역 (6) 대한민국의 발전과 오늘의 우리 |
| 8·15 광복에서 현재까지 분단과 전쟁 등 시련을 극복하면서 오늘의 대한민국을 건설해 온 과정을 시각 자료를 통해 확인한다. 국민들의 끊임없는 노력으로 민주화와 경제 발전, 문화 성장이 가능하였음을 이해하고, 이를 긍지로 삼아 대한민국의 발전을 위해 노력하는 자세를 갖는다. (㉞) 인물의 활동을 중심으로 광복에서 대한민국 정부 수립까지의 과정을 파악한다. (㉟) 시각 자료와 유물을 통해 6·25 전쟁의 원인과 과정 및 피해상을 살펴보고, 대한민국에 미친 영향을 탐구한다. (㊱) 주요 사건에 대한 시각 자료를 중심으로 국민들의 자유 민주주의를 위한 노력을 이해한다. (㊲) 사례를 통해 산업화와 경제 발전의 성과를 살펴보고, 그에 따른 사회 변화와 과제를 파악한다. (㊳) 대한민국의 미래와 평화 통일을 위해 할 수 있는 일들을 알아본다. |
| 日本語訳 |
| 中学校社会科教育課程 (2012年) |
| 1) 歴史の領域 (6) 大韓民国の発展と今日の私たち |
| 8・15 光復から現在までの分断と戦争など試練を克服しながら、今日の大韓民国を建設してきた過程を視覚資料を使用して確認する。国民の不断の努力に民主化と経済発展、文化の成長が可能したことを理解して、それを誇りにして大韓民国の発展のために努力する姿勢を持つ。 |
| (㉞) 人物の活動を中心に光復で大韓民国政府樹立までの過程を把握する。 |
| (㉟) 視覚資料と遺物を介して6・25戦争の原因と過程と被害状況を見て、大韓民国の影響を探究する。 |
| (㊱) 主要なでき事の視覚資料を中心に、国民の自由民主主義のための努力を理解する。 |
| (㊲) 事例を通じて産業化と経済発展の成果を見て、それに伴う社会の変化と課題を把握する。 |
| (㊳) 大韓民国の未来と平和統一のためにできることを調べてみる。 |

1) (6)の「8・15光復から現在までの分断と戦争など試練を克服しながら、今日の大韓民国を建設してきた過程を視覚資料を使用して確認する。国民の不断の努力に民主化と経済発展・・・」の部分に韓日基本条約を学ぶ歴史的意義を見出すことができる。具体的には、韓日基本条約と賠償金とその後の韓国の経済発展の関係を踏まえ、「(㊲)事例を通じて産業化と経済発展の成果を見て、それに伴う社会の変化と課題」の「事例」の一つとして取扱うことができると考える。

3. 3 日韓中学校歴史教科書における日韓基本条約の取扱い

3. 3. 1 比較検討の視点

日韓中学校歴史教科書について、次の手順で分析の視点を導出し【表3】と【表4】を作成した。

最初に、日韓基本条約が結ばれた歴史的経緯を踏まえ、日本8社、韓国8社の日韓基本条約に関する叙述を読み、比較する視点を検討した。その結果、次の7つの比較検討の視点を導出した。なお、この研究手法は釜田(2006)、釜田(2013)の先行研究で使用した比較検討の視点を参考にしている¹³⁾。

(1) 日韓基本条約の交渉過程(難航したこと)、(2) 日韓基本条約にアメリカが協力・関与したこと、(3) 韓国と北朝鮮の関係、(4) 経済協力について、(5) 過去の条約の扱い(無効か否か)、(6) 条約締結後の北朝鮮、(7) 条約締結後の戦後補償、以上の7つの視点をもとに比較検討し、その結果を受け【表3】と【表4】を作成した。

○印はそれぞれの項目に関連する直接の叙述があるか、図版等が掲載されているもの。

△印はそれぞれの項目に関連する叙述が間接的に読み取れるもの。

【表3】日本の中学校社会科歴史的分野教科書における日韓基本条約に関する叙述等

| | 項目等 | J1 | J2 | J3 | J4 | J5 | J6 | J7 | J8 |
|---|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 交渉過程 | | | ○ | ○ | ○ | | | △ |
| 2 | アメリカの協力・関与 | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 3 | 韓国・北朝鮮の関係 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 4 | 経済協力 | | ○ | ○ | ○ | △ | | ○ | |
| 5 | 過去の条約の扱い | | | | ○ | | | ○ | |
| 6 | 条約締結後の北朝鮮 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 7 | 条約締結後の戦後補償等 | | | ○ | ○ | ○ | | △ | |

【表 4】 韓国の中学校社会科歴史領域の教科書における日韓基本条約に関する叙述等

| | 項目等 | K1 | K2 | K3 | K4 | K5 | K6 | K7 | K8 |
|---|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 交渉過程 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | アメリカの協力・関与 | | | | | | | | |
| 3 | 韓国・北朝鮮の関係 | | | | | | | | |
| 4 | 経済協力 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 過去の条約の扱い | | | | | | | | |
| 6 | 条約締結後の北朝鮮 | | | | | | | | |
| 7 | 条約締結後の戦後補償等 | ○ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ |

日本の歴史的分野の教科書は8社の叙述に差異が見られる。例えば、J1は条約を結んだ事実と韓国を朝鮮半島の唯一合法的な政府と認めたことのみを叙述している。一方、J4は7つの視点をすべて網羅している。また、J3とJ5も丁寧な記述が確認された。

韓国の歴史領域の教科書8社は叙述内容にほとんど差異がない。交渉過程は国内の政変を中心に記述され、その延長線上に経済援助を主たる理由に日本と条約を結んだ。さらに、そのため、謝罪や戦後補償が不十分であり、現在につながっているという叙述になっている。

3. 3. 2 日本と韓国の中学校社会科歴史的分野（歴史領域）の教科書叙述の比較

次の【表 5】は、2016年度から使用予定の中学校社会科歴史的分野の教科書（8社）から、日韓基本条約に関する教科書叙述や図版等を抽出し一覧表にまとめたものである。また、【表 6】は、2015年度版の韓国社会科歴史領域の教科書から韓日基本条約に関する教科書叙述と図版等を抽出し一覧表にまとめたものである。

【表 5】 日本の中学校社会科歴史的分野教科書における日韓基本条約に関する叙述等

| 出版社 | 日韓基本条約に関する教科書叙述 |
|-----|--|
| J1 | <p>5 緊張緩和と日本外交 広がる日本の外交関係 また、韓国とは、1965年に日韓基本条約を結び、韓国政府を調整半島の唯一の政府として承認しました。</p> |
| J2 | <p>7 国際関係の変化 安保改定と国交正常化 韓国・中国との国交正常化 1960年代以降、日本と韓国・中国との関係にも変化が生まれました。1965年、日本は韓国と日韓基本条約を結び、韓国政府を朝鮮半島における唯一の合法的な政府と認め、経済協力を推し進めました。しかし、北朝鮮との国交は、現在も開かれないうまになっています。</p> |
| J3 | <p>2 日本をとりまく国際関係 日韓基本条約 1965年6月、政府は大韓民国政府とのあいだに日韓基本条約を結びました。両国の関係を正常化しようという日韓会談は、アメリカのあっせんで1952年に始まり、1次中断をはさみながら7次にわたって行われ、条約の締結まで13年を要しました。条約のなかで、政府は、大韓民国政府は朝鮮にある唯一の合法的な政府であると認め、経済協力などを約束しましたが、戦前の植民地支配への反省や謝罪には言及しませんでした。この交渉をへるなかで、日本・韓国・アメリカの結びつきが強まりました。注：朝鮮民主主義共和国との関係、平壤宣言や拉致問題。 資料現代史 a：韓国・中国との国交正常化と現在の課題（竹島の問題と国際司法裁判所への提訴等）</p> |
| J4 | <p>3 沖縄の復帰、中国・朝鮮との関係 韓国・北朝鮮との関係 韓国との国交正常化にむけた交渉は、植民地支配に対する両国の認識の違いもあり容易には進まなかった。しかし、韓国に日本との関係改善をはかり、経済開発を進めて北朝鮮と対抗しようとする政権ができると、交渉は進展し、1965年に日韓基本条約が調印された。この条約により、日本と韓国の外交関係が樹立されること、かつての植民地支配のための条約が無効であることが確認された。また、この条約とともに日本は韓国に経済援助をおこなうことも約束した。いっぽう、北朝鮮と日本との関係は「二つの世界」の対立のもとで、閉ざされたままとっていた。 ※図5 日韓基本条約の締結（1965年6月）（写真） ※1991年に両国による国交正常化のための交渉がはじめられたが、中断した。2002年9月、はじめて日本の首相が訪朝して日朝首脳会談がおこなわれ、交渉が再開されたが、北朝鮮による日本人の拉致（むりやり連れ去ること）事件が解決されていないことや、北朝鮮の核問題（→p.269）もあって交渉は進んでいない（2014年3月現在）。</p> |
| J5 | <p>2 冷戦下での日本とアジア 国交正常化と戦後補償 サンフランシスコ平和条約を結ばれてからも、日本と大韓民国（韓国）・中華人民共和国の間には国交がありませんでした。韓国との交渉は1950年代からなされ、ベトナム戦争中のアメリカの強い要請もあり、1965年、日本は韓国と日韓基本条約を結び、国交を正常化しました。この条約と同時に結ばれた協定により、日本が韓国に経済協力をを行い、個人への補償は、韓国政府にゆだねられました。朝鮮民主主義人民共和国とは、まだ、国交がありません。 ・・・かつて日本が占領したアジアの国々に対しては、日本が戦時中に与えた損害への賠償や、賠償の意味をふくめた経済協力が1950年代から行われてきました。一方、個人に対する補償はサンフランシスコ平和条約などで解決済みとし、個人補償の請求は退けています。戦争に対する認識をめぐっては、近隣諸国から意見も出されていますが、より友好な関係を築くことがのぞまれています。</p> |

| 出版社 | 日韓基本条約に関する教科書叙述 |
|-----|--|
| J6 | 82 冷戦と昭和時代の終わり アジア諸国との関係 わが国は1965(昭和40)年、韓国と日韓基本条約を結び、韓国政府を朝鮮半島にあるただ一つの合法的な政府として認めました。 |
| J7 | 87 世界の奇跡・高度経済成長 外交関係の進展 東南アジア諸国との戦後賠償は順次解決が図られてきた。1965(昭和40)年には、日本は韓国と日韓基本条約を結んで国交を正常化し、有償・無償計8億ドルの協力金を韓国に支払った。 ※日韓基本条約 本文中横資料 第2条 1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。 第3条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号(Ⅲ)に明らかに示されているとおり、朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。 |
| J8 | (5)インドも中国も来なかった—日本の独立— 日本が独立する ・・・しかし、韓国とは、1965年の日韓基本条約まで、中国とは、1972年の日中共同声明まで、国交は正常化されませんでした。北朝鮮との国交は、現在もまだ開かれていません。・・・(p.267) 略年表中に「1965年 日韓基本条約を結ぶ」と記述あり。・・・(p.280) |

【表6】韓国の中学校社会科歴史領域教科書における韓日基本条約に関する叙述等

| 出版社 | 韓日基本条約に関する教科書叙述 |
|-----|---|
| K1 | 3. 大韓民国の 발전 2. 자유 민주주의의 시련과 발전 2. 박정희 정부와 유신체제 반대 운동 [군사정변과 박정희 정부의 등장]박정희 정부는 성장 위주의 경제 정책을 추진하는 한편, 외교분야에서는 주변국과의 관계를 개선하여 한·일 협정을 체결하였으며(1965), 베트남에 국군을 파병하였다. (p.109) 교과서 자료, <한·일 협정과 베트남 파병> 중한·일 회담 추진 과정에서 정부가 경제 개발을 위한 자금 확보에 치중하자, 학생과 시민들은 굴욕적인 한·일 회담에 반대하는 시위를 벌였다(6·3 시위, 1964). 그러나 이 과정에서 일제의 식민 지배에 대한 사죄나 배상을 받지 못하여, 일제 식민 지배 유산의 청산이 미해결 과제로 계속 남게 되었다. (p.109) 3. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の試練と發展 2. 朴正熙政府と維新体制に反対運動[軍事政変と朴正熙政府の登場]朴正熙政府は成長中心の経済政策を推進する一方で、外交分野では、周辺国との関係を改善して、韓日協定を締結しており(1965年)、ベトナムに国軍を派兵した。(p.109) ・教科書資料 <韓・日協定とベトナム派兵中>韓・日会談の過程で、政府が経済開発のための資金確保に重点を置こうとしたので、学生と市民は屈辱的な韓・日会談に反対するデモを行った(6・3デモ, 1964)。しかし、この過程で日本の植民地支配に対する謝罪や賠償を受けず、日本の植民地支配の賠償請求が未解決の課題であり続けている。(p.109) |
| K2 | Ⅲ. 大韓民国の 발전 2. 자유 민주주의의 발전과 경제 성장 1. 시련 속에서 자유 민주주의가 성장하다 [5·16 군사 정변으로 박정희 정부가 들어서다] 박정희 정부는 조국 근대화와 국가 안보 등을 주요 국정 지표로 삼고 경제 개발 5개년 계획을 추진하였다. 경제 개발에 필요한 재원을 마련하기 위해 국민의 반대를 무릅쓰고 한·일 협정을 체결하여 일본과의 국교를 정상화하였다. (p.87) 교과서 자료, <한·일 회담 반대 시위>(사진 자료) (p.87) Ⅲ. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の發展と經濟成長 1. 試練の中で、自由民主主義が成長する [5・16軍事政変を朴正熙政府が成立する]朴正熙政府は、祖国の近代化と国家安全保障などを主な国政指標にして経済開発5カ年計画を推進した。経済開発に必要な財源を調達するために、国民の反対を押し切って韓日協定を締結し、日本との国交を正常化した。(p.87) ・教科書資料, <韓・日会談反対デモ>(写真資料) (p.87) |
| K3 | Ⅲ. 大韓民国の 발전 2. 자유 민주주의의 발전과 경제 성장 2. 5·16 군사 정변으로 박정희 정부가 등장하다 [박정희 정부의 수립] 박정희 정부는 경제 발전에 필요한 자금을 마련하기 위해 대학생과 시민의 격렬한 반대에도 불구하고 한·일 협정을 체결하여 일본과 국교를 정상화하였다(1965). (p.86) Ⅲ. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の發展と經濟成長 2. 5・16軍事政変で朴正熙政権が登場 [박·チョンヒ政権の樹立]朴正熙政府は経済発展に必要な資金を調達するために、大学生と市民の激しい反対にもかかわらず、韓・日協定を締結し、日本と国交を正常化した(1965)。 (p.86) |
| K4 | Ⅲ. 大韓民国の 발전 2. 자유 민주주의의 발전과 경제 성장 1. 4·19혁명과 5·16군사 정변이 일어나다 [박정희 정부의 성립] 박정희 정부는 경제 개발에 필요한 자금을 조달하고자 국민들의 반대에도 불구하고 한·일 협정을 체결하였다. (p.96) 교과서 자료, <한·일 협정 반대 시위>(사진 자료) 국민들은 일본의 충분한 사과와 배상이 없이 이루어지는 굴욕적인 한·일 협정 체결에 반대 하였다. (p.96) Ⅲ. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の發展と經濟成長 1. 4・19革命と5・16軍事政変が起きた [박·チョン히政府の成立]朴正熙政府は、経済開発に必要な資金を調達しようと、国民の反対にもかかわらず、韓・日協定を締結した。(p.96)・教科書資料, <韓・日協定反対デモ>(写真資料)国民は日本の十分な謝罪と賠償をせずに行われる屈辱的な韓・日協定締結に反対した。(p.96) |

| 出版社 | 韓日基本条約に関する教科書叙述 |
|-----|--|
| K5 | <p>Ⅲ. 大韓民国の 발전 2. 자유 민주주의의 발전 1. 자유 민주주의의 성장 [5·16군사 정변이 일어나다]박정희 정부는 경제 개발에 필요한 자금 마련을 위하여 국민의 반발을 무릅쓰고 한·일 기본 조약을 체결하여 일본과 국교를 재개하였다. (p.90)</p> <p>Ⅲ. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の發展 1章民主主義の成長 [5・16軍事政變が起きた]朴正熙政府は、經濟開発に必要な資金を調達するために、国民の反発を押し切った韓・日基本条約を締結し、日本と国交を再開した。(p.90)</p> |
| K6 | <p>Ⅲ. 大韓民国の 발전 2. 자유 민주주의의 발전 2. 박정희 정부의 장기 집권과 민주화 운동의 전개 [박정희 정부, 경제 성장에 모든 노력을 기울이다]</p> <p>박정희 정부는 경제 성장에 온 힘을 기울이면서 이에 필요한 자금을 확보하기 위해 일본과의 국교 정상화를 서둘렀다. 한일 국교 정상화는 일본으로부터 ‘독립 축하금’이라는 명목의 후원금과 차관을 제공받는 조건으로 비밀리에 추진되었다. 그 과정에서 일본의 식민 지배에 대한 사죄, 개인 피해에 대한 배상, 약탈 문화재의 반환 등은 무시되었다. 이를 굴욕 외교라고 생각한 대학생들은 ‘불법적 친일 정권 퇴진’을 주장하면서 대규모 시위를 벌였다(6·3 시위, 1964). 한·일 협정 조인에 대한 반대 시위가 확산되자 서울 전역에 위수령을 발동하였다. (p.105)</p> <p>교과서 자료, <한·일 협정에 반대하는 시위를 전개하는 학생과 시민들>(사진 자료) (p.105)</p> <p>Ⅲ. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の發展 2. 朴正熙政権の長期政権と民主化運動の展開 [朴正熙政府, 經濟成長にあらゆる努力を傾ける]朴正熙政府は、經濟成長に全力を傾けながら、これに必要な資金を確保するために、日本との国交正常化を急いだ。韓日国交正常化は、日本から「独立祝賀金」という名目の後援金と借款を受ける条件で秘密裏に推進された。その過程で、日本の植民地支配に対する謝罪、個人の被害に対する賠償、略奪文化財の返還などは無視された。これを屈辱外交と思った大学生は「不法親日政権退陣」を主張しながら、大規模なデモを行った(6・3デモ, 1964)。韓・日協定調印の反対デモが拡散すると、ソウル全域に戒厳令を発動した。(p.105)・教科書資料, <韓・日協定に反対するデモを展開する学生と市民>(写真資料) (p.105)</p> |
| K7 | <p>Ⅲ. 大韓民国의 발전 2. 자유 민주주의의 발전 2. 군사 독재가 실시되다 [박정희 정부의 수립]</p> <p>박정희 정부는 반공과 조국 근대화를 내세우며 성장 위주의 경제 정책을 추진하였다. 이 과정에서 한·일 협정을 체결하여 일본으로부터 들어온 차관으로 경제 개발을 위한 자금을 마련하였지만, 일본의 사과와 정당한 보상은 받아 내지 못하였다. (p.86)</p> <p>Ⅲ. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の發展 2. 軍事独裁が行われる [パク・チョンヒ政権の樹立]朴正熙政府は反共と祖国近代化を掲げ、成長中心の經濟政策を推進した。この過程で韓・日協定を締結し、日本から持ち込んだ借款で經濟開発のための資本を調達したが、日本の謝罪と正当な補償は受けられなかった。(p.86)</p> |
| K8 | <p>Ⅲ. 大韓民国의 발전 2. 자유 민주주의의 시련과 발전 2. 5·16군사 정변과 민주화 운동의 성장 [5·16군사정변과 박정희 정부]</p> <p>박정희 정부는 경제 개발에 필요한 자금을 마련하기 위해 한·일 국교 정상화를 추진하였다. 그러나 학생과 시민이 일본의 식민지 지배에 대한 사죄와 배상을 제대로 받아 내지 못하였다면서 전국에서 반대 시위를 벌였다. 그러나 정부는 한·일 기본 조약 체결을 강행하여, 일본으로부터 원조와 차관을 제공받았다(1965). (p.89)</p> <p>교과서 자료, <한·일 회담 반대 시위>(사진 자료)</p> <p>1964년 학생과 시민이 반민족적이고 굴욕적인 한·일 회담에 반대하는 시위를 전개하였다. (p.89)</p> <p>Ⅲ. 大韓民国の發展 2. 自由民主主義の試練と發展 2. 5・16軍事政變と民主化運動の成長 [5・16軍事政變朴正熙政権]朴正熙政府は、經濟開発に必要な資金を調達するために韓・日国交正常化を推進した。すると学生と市民が日本の植民地支配に対する謝罪と賠償をしっかりと受け止められなかったとし、全国で反対デモを行った。しかし、政府は韓・日基本条約締結を強行し、日本からの援助と借款を提供していた(1965)。(p.89)</p> <p>・教科書資料, <韓・日会談反対デモ>(写真資料) 1964年の学生, 市民が反民族的屈辱的な韓・日会談に反対するデモを展開した。(p.89)</p> |

3.3.1で設定した比較検討の視点に基づき, 考察する。

(1)交渉過程, (2)アメリカの協力・関与について, 日本の教科書で言及しているのは3社(J3, J4, J5)あり, いずれも当時の国際情勢(ベトナム戦争他)とアメリカの関与・協力について叙述している。一方, 韓国の教科書は全社(8社)とも, 朴政権が経済協力を引き出すため, 国内世論の反対を押し切り韓日協定を結んだという叙述になっている。また, そのため謝罪と正当な補償が不十分だったとする。これは現在の日韓における歴史認識の葛藤を色濃く反映したものであり, 当時の朴政権の強引さを際立たせている。

(3)韓国・北朝鮮の関係

日本は全社(8社)とも, 当時, 韓国を朝鮮半島における唯一合法的な政府として認めた事実について叙述している。韓国は全社とも叙述はない。

(4)経済協力

日本の教科書は, 多額の経済支援をすることで, 戦後の補償を一括して終えたことが読み取れる記述になっている。一方, 韓国の教科書は全社とも, 経済協力を得られたが, 謝罪や正当な補償が得られなかったこと, 当時大きな反対運動があったことなどを叙述し, 当時から課題があったことを強調している。

(5)過去の条約の取り扱い

日本の1社(J4)のみ, 「この条約により, . . .かつての植民地支配の条約が無効であることが確認された」と叙

述している。それ以外の日韓の教科書には叙述は見られない。

(6) 条約締結後の北朝鮮

日本の5社 (J2, J3, J4, J5, J8) に叙述されている。主に国交がないことや拉致問題についての叙述である。一方で、韓国の教科書は、韓国が合法的政府で認めたこと、北朝鮮と日本とは国交が開かれていないことなどは日韓基本条約の部分では叙述されていない。

(7) 条約締結後の戦後補償

日本は4社 (J3, J4, J5, J7) に叙述が認められる。現在、韓国側から謝罪や正当な戦後補償がされていないという批判があるとする叙述となっている。一方、韓国はすべての教科書に謝罪と戦後補償の不十分さを指摘する叙述がある。

以上、日韓の歴史教科書叙述の内容面で比較検討した結果、次の2点を導出することができた。

- ・日本の日韓基本条約に関する教科書叙述は、質量共に多様性が確認できたが、韓国との関係に一定の前進が見られたことを肯定的にとらえている点は共通性が読み取れた。
- ・韓国の韓日基本条約に関する教科書叙述は、8社ともほぼ同様の記述内容であった。特に韓日基本条約締結当時の朴政権への批判的な叙述、また謝罪と正当な補償が不十分であったとする叙述が確認できた。このことは、韓国の歴史教科書が2007年まで国定教科書であったことが要因として考えられる。具体的には、現在の国内情勢や東アジア状況、特に日本との関係（主に歴史認識）に敏感であることが挙げられる。

4 まとめと今後の課題

4. 1 研究のまとめ—カリキュラム・教材開発に向けて—

本研究は、日韓関係の未来を選択する（日本と大韓民国（以下、韓国）の未来を選択する）国際理解教育カリキュラム・教材を開発するための視点を導出することを目的とした。具体的には、日本国際理解教育学会が設定した学習領域「未来への選択」を手掛かりに、日本と韓国の日韓基本条約に関する学習指導要領の記述と中学校歴史教科書叙述を比較検討し、未来を選択する国際理解教育カリキュラム・教材開発の視点を導出することを目的とした。

以下、研究の結果を簡潔に説明する。

4. 1. 1 日本の中学校学習指導要領「社会」と韓国の中学校社会科教育課程との比較について

日韓共に日韓基本条約（韓日基本条約）についての直接的言及はなく、戦後（光復後）の歴史の中で一つの節目として扱うようになっている。結果的に歴史教科書の叙述内容は、その時々々の政治情勢や世論を見極めつつ教科書会社が叙述することになる。

4. 1. 2 日韓の中学校社会科歴史的分野（歴史領域）の教科書叙述の比較について

日本は、日韓基本条約の歴史教科書叙述は記述量と内容に差がある。日韓基本条約と戦後補償の関係について言及していない教科書がある。韓国はすべての教科書に条約締結時の経済援助と戦後補償・謝罪は別物として記述され、韓日基本条約締結には国内にかなりの反対があったことについて言及している。日韓の歴史教科書叙述の差は、現在の日韓の歴史認識の溝を反映しているともいえる。このことは、東アジアの未来を選択するという視座からは、看過できない。学び手が過去をどのようなまなざしでとらえ、未来を展望するかは、まさに「今、現在」をどうとらえているかにかかっている。

以上の研究結果を踏まえると、日韓の教室でどのような授業が行われ、歴史認識が磨かれているかが大切だと考える。これまで以上に、日韓双方の歴史教育実践が重視されると考える。とりわけ日韓の教室相互の対話が必要な時代に入ったといえよう。

4. 2 今後の課題

今後の研究課題として2点挙げる。

1点目は、今回の研究の射程はあくまでも日韓基本条約締結前後の時代に限定した教科書叙述を対象とした。21世紀に該当する部分や公民的分野の教科書叙述は射程に入れていない。今後は、公民的分野の教科書叙述を比較検討の対象としたい。

2点目は、韓国との関係を基軸にしながら東アジア全体をどのように包含する具体的な学習プランを構想することを課題としたい。

注

- 1) 日韓国交正常化交渉
- 2) 竹島（独島）の領有権や戦後補償（賠償）の問題，歴史認識問題など。
- 3) 小此木政夫「日韓基本条約」国史大事典編集委員会『国史大事典11』吉川弘文館，p.38，1990
- 4) 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か』ミネルヴァ書房，2014，p.18
- 5) ベネディクト・クローチェ『歴史の理論と歴史』岩波文庫，1952，pp.15-36
- 6) 同上，p.19
- 7) E. H. カー（著），清水幾太郎（翻訳）『歴史とは何か』岩波新書，1962，p.40
- 8) Heo Sin-Hye, Satoshi Kamada, 「Japanese Teachers' Difficulties in a History Class of Korea -Japan Relations-focused on the result of Reserch into Japanese Teachers-」
『Studies on History Education（歴史教育研究）』，2008.12，VOL.8. 韓国歴史教育学会，pp.263-285
- 9) 次の先行実践研究がある。
 - ・小嶋祐伺郎「新しい市民社会を創る子どもの育成－地域を基盤に平和の文化を育てる3年間の取り組み」日本国際理解教育学会編著『グローバル時代の国際理解教育』明石書店，2010，pp.140-145
 - ・釜田聡・鈴木克典「未来志向の日韓関係を築く－現在と過去の連続性に気づき，未来を考えようとする学習活動－」日本国際理解教育学会編著『グローバル時代の国際理解教育』明石書店，2010，pp.146-151
- 10) 次の研究がある。
 - ・釜田聡「『ポニョの海』が取り結ぶ日韓の現在・過去・未来－『持続可能な開発のための教育（ESD）』の視点から－」，上越教育大学学校教育実践研究センター編，『教育実践学へのいざない』能登印刷株式会社，全259頁，2010，pp.20-29
 - ・釜田聡・許信恵「東アジアの未来を選択するための国際理解教育カリキュラム開発－日韓併合100年の新聞記事に着目して－」『上越教育大学研究紀要』VOL.34，上越教育大学，2015，pp.79-89
- 11) 韓国の「韓国の歴史（国史）」関連の教科書制度は，1981年から「1種図書」制度が採用されていた。すなわち，編纂と発行権は国家がもつが，研究開発と叙述は国史編纂委員会が行う時代が続いたのである。しかし，2007年の改訂教育課程によって，「検定制」の教科書制度に変わった。
- 12) 中学校学習指導要領 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/sya.htm（2015.8.31閲覧）
- 13) 釜田聡「日韓中学校歴史教科書叙述の比較検討－朝鮮通信使の教科書叙述を中心に－」『上越教育大学研究紀要』Vol.25.2，pp.551-563。釜田聡「日韓の中学校歴史教科書叙述に関する研究－近世から近代の日韓関係史を中心に－」『上越教育大学研究紀要』Vol.32. pp.93-102

引用・参考文献

- ① 姜尚中・木宮正史『日韓関係の未来を構想する』新幹社，2013
- ② 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か』ミネルヴァ書房，2014
- ③ 国史大事典編集委員会『国史大事典11』吉川弘文館，p.38，1990
- ④ 東郷和彦・波多野澄雄『歴史問題ハンドブック』岩波現代全書，2015
- ⑤ 日本国際理解教育学会編著『グローバル時代の国際理解教育－理論と実践をつなぐ－』明石書店，2010
- ⑥ 日本国際理解教育学会編著『現代国際理解教育事典』明石書店，2012
- ⑦ 日本国際理解教育学会編『国際理解教育ハンドブック』明石書店，2014
- ⑧ 和田春樹・内海愛子・金泳鎬・李泰鎮『日韓歴史問題をどう解くか』岩波書店，2013

本研究は，JSPS科研費23531245（基盤研究(C)）「東アジアの未来を選択する国際理解教育のカリキュラム・教材開発－日韓関係を中心に－」の助成を受けたものである。

なお，本研究では研究の全体構想を釜田聡が立案し，許信恵は韓国の中学校社会科教育課程と中学校社会科歴史領域の教科書叙述の抽出整理，翻訳を担当した。比較検討，考察は釜田聡が行った。

Development of International Education Curricula for Selecting the Future of East Asia: With a Focus on the Japan–Republic of Korea Basic Relations Treaty

Satoshi KAMADA* · Shinhe HEO**

ABSTRACT

This study aims to derive perspectives for the development of international education curricula for selecting the future of East Asia (mainly Japan and the Republic of Korea [South Korea]).

With reference to the learning area “Selection for the Future” established by the Japan Association for International Education, the present study compared and examined the descriptions in the course guidelines and the depictions in middle school history textbooks from Japan and South Korea, regarding the Japan-Republic of Korea Basic Relations Treaty, and derived the perspectives for the development of the International Education Curricula for selecting the future.

The following 3 perspectives for curriculum development were extracted as a result of the study.

1 In Japan, the amount of description and the content differ from one textbook to another. Some textbooks do not mention the link between the Japan-Republic of Korea Basic Relations Treaty and war reparations.

2 In South Korea, all textbooks describe the economic aid at the time the treaty was concluded as something separate from war reparations / apology, mentioning the fact that a considerable number of people in the country were opposed to the Basic Relations Treaty between the Republic of Korea and Japan.

3 It is supposed the variances found in depictions in Japanese and South Korean textbooks are reflecting the current gap between both countries' understanding of history.

Making a comparative examination on depictions in civic education textbooks, and shaping a concrete learning plan centered on the relations with South Korea and encompassing the whole of East Asia, were raised as future study issues.